

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 832  |
| 特定事業の名称             | インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業   |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学通信教育設置基準第10条第2項<br>大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号<br>大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 大学通信教育設置基準第10条<br>2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二＝略)<br>大学設置基準<br>第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。<br>一 (略)<br>二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)<br>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室<br>2～6 (略)<br>大学院設置基準<br>第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。<br>第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。<br>2 (略)<br>第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。                         |
| 特例措置の内容             | 1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。<br>(大学(学部)については、平成26年4月1日に全国展開実施済)<br>2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 934  |
| 特定事業の名称             | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業  |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | <p>(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p>   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>(1) (ア) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かななければならない。(略)</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(イ) 第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p> <p>(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>二 宿泊室</p> <p>イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p> <p>(2) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。<br/>（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p> <p>（3）第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。<br/>（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p> |
| 特例措置の内容         | 居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用できるようにする。   |
| 同意の要件           | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1205(1214、1221)  |
| 特定事業の名称             | 重量物輸送効率化事業   |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | (1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等<br>(2) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | (1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。<br>(2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。<br>①長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)<br>②以下略   |
| 特例措置の内容             | (1) 実施主体が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。<br>(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開済み)<br>(2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。ただし、車両の長さが21.5mを超えるものに限る。<br>(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さの特例措置については、21.5m以下を許可限度として、平成25年11月5日に全国展開済み)<br>(3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実にあることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。)にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。<br>(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済)<br>(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さ(被けん引車にあっては連結時全長)の特例措置については、21.5m以下を限度として、平成25年11月5日に全国展開済み) |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |